

事務連絡
令和5年4月1日

各クラブ強化コーチの皆様

(一社) 富山県水泳連盟
競泳委員会

令和5年度からの富山県新記録の取扱いについて

日頃より、富山県水泳の強化事業につきまして、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和5年度より、富山県短水路記録を創設することになりました。これまでは、システム委員会と連携し、選手の記録について集計を行ってきましたが、今年度より短水路記録も加わることにより、記録の把握が困難となります。

つきましては、令和5年度より、新記録を樹立した選手については、長水路の記録も含めて申告をしていただき、認定を行っていく運用へと変更したいと考えております。

また、県内ゆかりの大学生等につきましては、ふるさと登録届を提出していただいた選手のみ記録の認定を行っていきたいと考えています。

皆様には、今後の記録把握の運用について、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

【新記録の種別について】

- ・長水路・短水路とも、県新記録、県高校新記録、県中学新記録、学童記録の男女

【申告方法について】

- ・選手および担当コーチが、競泳副委員長へ大会終了後、2週間以内に報告
- ・メールまたはライン等で、大会名及び選手名、記録を申告（決まった様式はありません）
- ・これまでの記録は県水連ホームページでご確認ください。

【県外選手（大学生・社会人）の取扱いについて】

- ・別紙ふるさと登録届を提出していただいた選手について、新記録の認定を行います。
- ・提出がなかった選手については、認定を行いません。
- ・新記録樹立の際には、直接、または担当コーチを通じて、競泳委員会までご連絡ください。

【その他】

- ・所属している（所属していた）選手等へは各クラブより周知をお願いします。

富山県水泳連盟競泳委員会
（担当）大浦・伊東

(別紙)

ふるさと登録届

(一社) 富山県水泳連盟
競泳委員会 委員長 様

選手名

所属名
(大学・企業名)

学年

ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【富山県】として、次の通りお届けします。

現住所

電話番号

富山県帰省先

使用目的及び範囲

- ・記載された個人情報は、ふるさと選手制度の登録状況の把握するためのみに使用いたしません。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- ・「ふるさと」とは、富山県内の卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属するものとする。
- ・ふるさと登録届の提出がない者は、新記録の樹立を認めないものとする。
- ・国民体育大会へ出場する選手のふるさと登録にも使用しますのでご了承ください。